



間締検査員。
先日は、ご指導ありがとうございました。
あれから、少し勉強してみました。そこで、
工事検査実施要綱について、伺いたいのですが、
少しお時間よろしいですか？

はい。今からでも、大丈夫ですよ。



福島県工事検査実施要綱 第8条 第2項に、
『検査を行うときは、工事の出来形・品質・出来ばえに
留意しなければならない。』とされています。
一方、同要綱 第8条 第1項には、
『検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比して
その適否を判断する。』となっていますが、
実際に、工事請負契約書や契約約款とも、対比するのですか？

勉強してますね。若井検査員。
視点が、鋭いです。



結局は、「何と何とを対比して検査する」のですか？

福島県工事検査基準のとおり、「出来形」及び「品質」の検査は、
位置・寸法及び出来形管理や、品質及び品質管理に関する
各種の記録と、“設計図書”とを対比し、同基準の
別表第1及び第2に基づき行い、適否を判断しています。



一方、「工事実施状況」の検査は、検査の過程で、
検査員が必要と認める場合に、検査を行うことができ、
契約内容等履行状況・工事施工状況・工事管理状況など
に関する各種の記録と、“契約図書”とを対比し、
同基準の別表第3に掲げる事項に留意して行っています。



簡単に言うと『契約図書と対比して検査する』のですね。
ちなみに、「契約図書」とは、具体的には・・・？

共通仕様書 総則「1-1-2 用語の定義」に明記されています。
「契約図書」は、契約書及び“設計図書”であり、
“設計図書”は、具体的には、次の4つで、
① 特記仕様書
② 図面
③ 共通仕様書
④ 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
となっています。





あれ？
「金抜き設計書」も、設計図書とっていましたが、
“設計図書ではない”のですか？

本来、金抜き設計書は、積算のための“資料”であることから、
土木部では、基本的には、設計図書になっていません。一方、
農林水産部では、設計図書になっている工事が多かったようです。



農林水産部では、H27年度までは、
設計図書の一つである「特記仕様書」の条文中に、
『工事数量は、別紙「金抜き設計書」による』と記載している
ことが多く、その場合は、設計図書扱いになっていました。
しかし、H28.4.1以降適用の特記仕様書“記載例”から、
この条文は削除され、代わりに、
特記仕様書の表紙に、参考図書として位置付けたことを記載する
よう改正されましたので、基本的には、今後は同じですね。



なるほど。特記仕様書の条文って、重要なんですね。
では、次に伺いたいのは、工事検査に費やす時間です。
書類検査と現地検査、それぞれ、どの程度の時間が目安ですか？

検査時間については、H27～H28年度に、
工事検査課内の「課題検討グループ」が実施した、
工事検査員へのアンケート調査結果がありますので、
検討G員であった酒盛検査員に、聞いたらどうでしょうか？



●本日のポイント

工事検査は、『契約図書と対比して適否を判断』しています。
工事検査実施要綱 第8条に、『検査は、工事請負契約書、契約約款及び設
計図書と対比してその適否を判断する。』となっております。
なお、工事検査基準には、出来形・品質・出来ばえ及び工事実施状況の検
査に関する内容の条文が記載されております。

【関係資料】

福島県工事検査実施要綱

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

福島県工事検査基準

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：間締(マツメ)検査員



：若井(カヅ)検査員